

相続税の申告書 第4表の付表

相続税額の加算金額の計算書付表



			被相続人		E01					
措置法第70条の2の3第12項第2号（(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）に規定する管理残額がある場合										
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がいる場合において、それらの人のうちで、租税特別措置法第70条の2の3第12項第2号（(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)）に規定する管理残額（令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。）で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。 (注) 一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。										
加算の対象となる人の氏名			E02		E03		E04		E05	
各人の税額控除前の相続税額(円) (第1表⑨又は第1表⑩の金額)		①	G01		G08		G15		G22	
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額のうち、加算の対象とならない部分の金額(円)		②	G02		G09		G16		G23	
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額(円) (第1表①＋第1表②)		③	G03		G10		G17		G24	
債務及び葬式費用の金額(円) (第1表③)		④	G04		G11		G18		G25	
③－④(円) (赤字のときは0)		⑤	G05		G12		G19		G26	
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(円) (第1表⑤)		⑥	G06		G13		G20		G27	
加算の対象とならない相続税額 (円) ①× $\frac{②}{⑤+⑥}$ (①を超える場合には、①を上限とします。)		㉔	G07		G14		G21		G28	
(注) 1 「加算の対象となる人の氏名」欄には、相続や遺贈により取得した財産のうちに相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額（令和3年3月31日までに被相続人から取得した信託受益権又は金銭等に係る部分に限ります。）がある人の氏名を記載します。 2 各人の㉔欄の金額を第4表のその人の⑤欄に転記します。										